

表9-1 事業別地方債の充当率,交付税算入率,充当資金の状況（令和2年度）

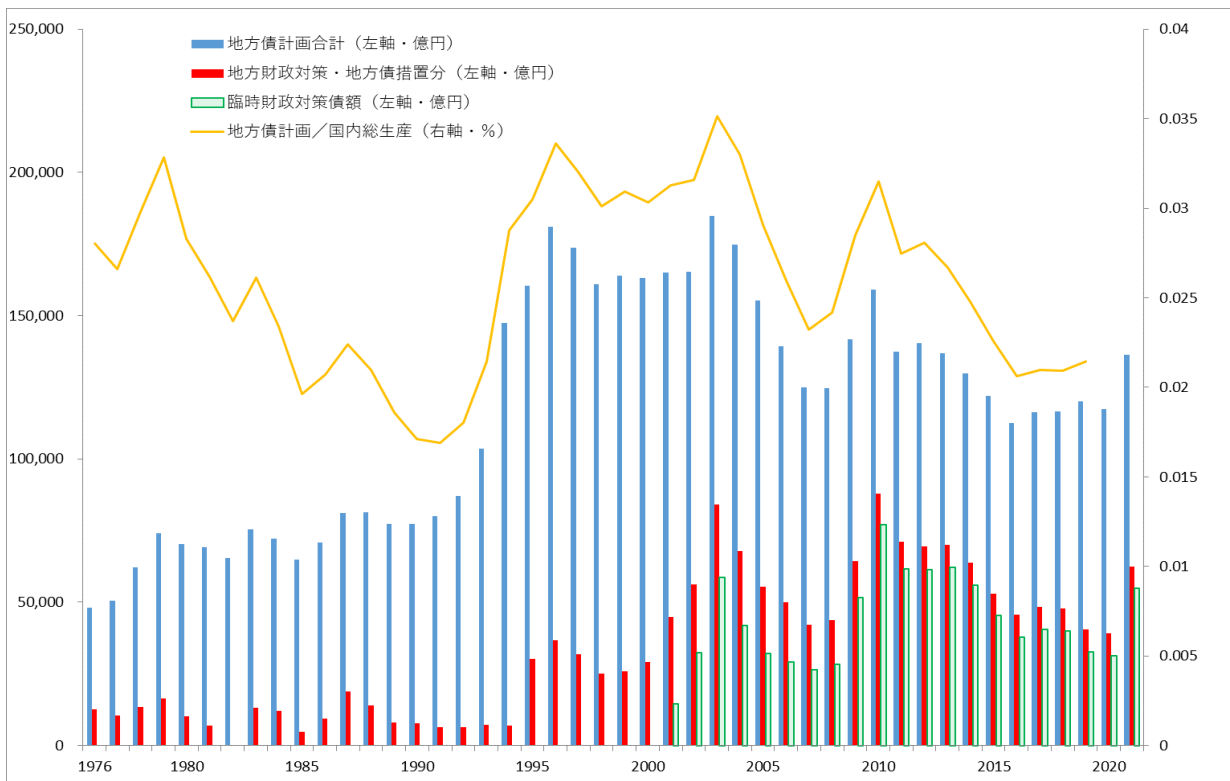
事業区分	対象事業等	充当率	交付税算入率	資金	
一般会計債					
公共事業等		90%（本来分50% 財源対策債分40%）	財源対策債分 50%	財・機構・民間	
災害復旧事業	補助・直轄災害復旧	公共土木施設	100%	95%	財・民間
		農地・農業林業施設	90%	95%	財・民間
	一般単独災害復旧	公共土木施設	100%	47.5%（財政力補正により85.5%まで）	財・民間
		農地・農業林業施設	65%	47.5%（財政力補正により85.5%まで）	財・民間
社会福祉施設整備事業	通常分	80%		機構・民間	
一般廃棄物処理施設	施設	補助事業分	90%（通常分75% 財源対策債分15%）	通常分50% 財源対策債分50%	
		単独事業分	75%	30%	
一般単独事業	一般	75%	事業によって異なる	機構・民間	
	旧合併特例債	旧合併特例95% 旧合併推進90%	旧合併特例70% 旧合併推進40%	機構・民間	
辺地および過疎対策事業	過疎対策事業	100%（一部事業によって異なる）	辺地70% 過疎80%	財・機構・民間	
臨時財源対策債		100%	100%	財・機構・民間	

出所) 神野・小西 [2014] および総務省「令和2年度地方債充当率」, 埼玉県企画財政部市町村課財政担当「地方債マニュアル(確定版)」(2020年12月)などをもとに筆者作成。

表 9 - 2 地方財政の健全化指標の概要

<p>[健全化判断比率]</p>	
<p>(a) $\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$</p>	<p>(・早期健全化基準：都 5.54%，道府県 3.75%，市区町村 11.25～15%) (・財政再生基準：都 8.58%，道府県 5%，市区町村 20%)</p>
<p>* 実質収支：普通会計（一般会計及び公営企業以外の特別会計）における収入と支出の実質的な差額。形式収支（歳入歳出差引額）から、翌年度に繰り越すべき継続費の執行残額及び繰越明許費（年度内に支出を終わらない見込みの経費）の財源を控除したもの。実質赤字額は、実質収支の赤字額。</p> <p>* 標準財政規模：地方自治体の標準的な状態で通常収入される経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加えた額。臨時財政対策債の発行可能額も含まれる。</p>	
<p>(b) $\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$</p>	<p>(・早期健全化基準：都 10.54%，道府県 8.75%，市区町村 16.25～20%) (・財政再生基準：都 18.58%，道府県 15%，市区町村 30%)</p>
<p>* 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の超過額。 イ．普通会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額。 ロ．公営企業会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額。 ハ．普通会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額。 ニ．公営企業会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額。</p>	
<p>(c) $\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金+準元利償還金) - (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$</p>	<p>(・早期健全化基準：都道府県・市区町村 25%) (・財政再生基準：都道府県・市区町村 35%)</p>
<p>* 準元利償還金：イからホまでの合計額。 イ．満期一括償還地方債について、償還期間を 30 年とする元金均等年賦償還とした場合における 1 年当たりの元金償還金相当額。 ロ．一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの。 ハ．組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの。 ニ．債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの。 ホ．一時借入金の利子。</p>	
<p>(d) $\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 - (充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$</p>	<p>(・早期健全化基準：都道府県・政令市 400%) (・市区町村 350%)</p>
<p>* 将来負担額：イからチまでの合計額。 イ．一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高。 ロ．債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第 5 条各号の経費に係るもの）。 ハ．一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額。 ニ．当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担見込額。 ホ．退職手当支給予定額（全職員への期末要支給額）のうち一般会計等の負担見込額。 ヘ．地方自治体が設立した一定の法人（設立法人）の負債額、その者のために債務を負担している額のうち、当該設立法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額。 ト．当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額。 チ．設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額。 リ．連結実質赤字額。 ヌ．組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額。</p> <p>* 充当可能基金額：イからヘまでの償還等に充てられる地方自治法第 241 条の基金。</p>	
<p>[公営企業会計の資金不足比率]</p>	
<p>○ $\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$</p>	<p>(・経営健全化基準：20%)</p>
<p>* 資金の不足額：（法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額 （法非適用企業）＝（歳出額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高－歳入額）－解消可能資金不足額 ・解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間、構造的に生じる資金不足額等。</p> <p>* 事業の規模：（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額 （法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額</p>	
<p>出所）総務省編『地方財政白書』2020 年版，資料編〔附属資料〕「地方公共団体の財政の健全化に関する法律等の概要」及び「用語の説明」を参照して作成。</p>	

図9-2 地方債計画合計額と国内総支出に占める比率の推移（1976~2021年）



出所) 地方債計画は総務省「地方債計画」各年版, 国内総支出は内閣府「国民経済計算」各年度版より。